

高岡市特定不妊治療費助成事業について

高岡市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行っているご夫婦等に対し、治療費の助成を行っています。※原則、法律婚を対象としますが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある方も対象とします。

令和 8 年 4 月 1 日以降に開始した治療より、先進医療や文書料（受診証明書の発行に要した費用）も助成対象となります。

◆助成対象者

以下の要件をすべて満たしているご夫婦等。

- ・申請完了日時点で、夫婦等の双方またはいずれかが市内に 1 年以上居住している、または 1 年以上居住する見込みであること。（治療終了日及び申請完了日に市内に住所を有すること）
- ・富山県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けていること。
- ・対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。

◆申請区分

(1) 特定不妊治療を受けて、保険診療となったもの（初回治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満：1 子ごとに通算 6 回、43 歳未満：1 子ごとに通算 3 回）

(2) 特定不妊治療を受けて、富山県特定不妊治療費助成金を受けたもの（年度内 3 回まで）

※富山県特定不妊治療費助成…助成を受けようとする治療の開始時の妻の年齢が 40 歳未満で、保険適用外となる通算 7 回目以降の治療が対象。

(3) 特定不妊治療を受けて、(1)、(2)に該当しなかったもの（年齢にかかわらず通算 3 回まで。ただし(1)、(2)に該当して市の助成を受けた回数を除く）

※(1)、(2)に該当する方は、保険給付や助成を受けた後出産した場合、これまで受けた保険診療回数および助成回数をリセットすることができます（妊娠 12 週以降に死産に至った場合も同様）

男性不妊治療費助成

特定不妊治療の一環として精子を取り出す手術（精巣精子回収術及び精巣上体精子回収術）を受けた場合も対象です。

特定不妊治療とあわせて申請してください。

◆助成額

- ・R8.3.31 までに開始した治療

申請区分にかかわらず特定不妊治療（先進医療除く）にかかる費用に対して上限 75,000 円／回

- ・R8.4.1 以降に開始した治療

(1)、(2)の場合	特定不妊治療（先進医療含む）にかかる費用	上限 75,000 円／回
	文書料（受診証明書の発行にかかる費用）	上限 10,000 円／回
(3)の場合	特定不妊治療（先進医療除く）にかかる費用	上限 75,000 円／回
	先進医療にかかる費用	上限 35,000 円／回
	文書料（受診証明書の発行にかかる費用）	上限 10,000 円／回

※対象となる費用から以下により給付された金額を控除します。

- ・(1)保険診療の場合：高額療養費、医療保険付加給付等
- ・(2)富山県の助成を受けた場合：県の助成額

裏面もご確認ください。

◆申請期間

1 回の治療が終了した日から **1 年以内** に申請してください。

◆助成対象治療

治療内容	採 卵 ま で			採 精 (夫)	(前培養・経路(顕微鏡)・培養) 受 精	胚 移 植						(胚移植のおおむねの通関後) 妊娠の確認
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採 卵			新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施											助成対象
B	凍結胚移植を実施*											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	受精できず または、胚の分割停止、実性、多精子受精などの異常受精等により中止											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

◆必要書類

共通	- 高岡市特定不妊治療費助成金交付申請書（兼請求書） - 高岡市特定不妊治療費助成事業受診証明書（富山県の助成を受けた場合は不要） - 医療機関発行の領収書、明細書の原本（治療費用分と文書料分） ＊領収書と明細書がそろっていない場合、該当の治療費は対象外となります。 - 振込口座の通帳の写し（申請者名義の口座）
保険診療の場合	- 治療を受けた方の健康保険が確認できるもの - 高額療養費の限度額区分が確認できるもの - 医療保険給付金等の金額がわかる書類（該当者のみ） ＊高額療養費……ひと月でかかった医療費の自己負担額が上限額を超えた場合に、超えた金額が支給されるもの。上限額は年齢や所得に応じて定められています。 ＊付加給付……ひと月でかかった医療費の自己負担額が、保険組合等で独自に決められている上限額を超えた場合、その超えた額が支給されるもの。
富山県の助成を受けた場合	- 富山県特定不妊治療費助成承認決定通知書の写し - 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
申請完了日時点で高岡市に継続して 1 年以上居住していない場合	前住所地の納税証明書
夫婦別世帯の場合	- 夫婦のうち、住所が市外の方がいればその納税証明書 - 両人の戸籍謄本（発行後 3 か月以内のもの。ただし保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要）
事実婚の場合	- 両人の戸籍謄本（発行後 3 か月以内のもの。ただし保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要） - 事実婚関係にある申立書（保険診療または富山県の助成を受けた場合は不要）